

公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者（以下、「最優秀提案事業者」という。）を選定のうえ、随意契約の相手方の候補者とする手続き（以下、「公募型プロポーザル方式」という。）を実施するので、下記のとおり告示する。

令和3年2月26日

釧路市教育委員会  
教育長 岡部 義孝

記

1 公募型プロポーザル方式に付する事項

- (1) 業務委託名 釧路市G I G Aスクールサポーター配置業務委託
- (2) 業務概要

別添資料「釧路市G I G Aスクールサポーター配置業務委託企画提案募集要項」並びに「釧路市G I G Aスクールサポーター配置業務委託要求水準書」のとおり

- (3) 業務委託期間 契約締結日の翌日から令和3年9月30日まで  
※本プロポーザルが、繰越明許費補正議決前の準備行為として実施するものであり、議会において否決があったときは、本プロポーザルについての実施の効力を失う場合があり得るものとする。
- (4) 契約上限額 24,140,000円とする（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 公募型プロポーザル方式への参加資格要件

- (1) プロポーザル方式に参加できる者は、単独企業又は複数法人による共同事業体（以下、「コンソーシアム」という。）とする。ただし、1つの企業が複数の企画提案に参加することはできない。
- (2) 単独企業は、次に掲げる要件をすべて満たし、コンソーシアムの構成員はアに掲げる要件を全て満たし、イに掲げる要件については、構成員のいずれかが満たすものとする。

ア 共通事項

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定後又は再生手続開始の決定後、競争入札参加資

格の再認定を受けている場合を除く。

- ③ 法人税（国税）及び法人住民税（本業務を実施する事業所や事業者が所在する市区町村により課税される法人住民税）について、未納がないこと。
- ④ 告示日からプレゼンテーション実施までの間、国、都道府県、釧路市及び釧路市以外の地方公共団体から指名停止の措置を受けていないこと。
- ⑤ 釧路市暴力団排除条例第2条に規定されている暴力団、暴力団員、暴力団関係事業者に該当しないこと。

#### イ 学校への支援体制

- ① 他自治体においてG I G Aスクールサポーターの配置実績があること、または教育現場に対するI C Tの支援実績があること。
- ② 定期的に学校巡回訪問を行う人員の配置ができること。

### 3 担当部署

郵便番号 085-0016 釧路市錦町2丁目4番地

釧路市教育委員会学校教育部総務課総務担当（担当：佐藤）

電話 0154-31-4575

### 4 参加表明書の提出等

- (1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、次のとおり参加表明書及び関係書類（以下、「参加表明書等」という。）を提出しなければならない。

#### ア 提出書類

- ① 参加表明書（様式第1号）
- ② 会社概要（様式第2号）
- ③ 国税納税証明書その3の3（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」）及び法人住民税に係る納税証明書
- ④ 直近3期分の決算書等の経営内容が把握できる書類（写し可）
- ⑤ 登記事項証明書（現在事項全部証明書。ただし、提出日前3か月以内に交付されたもの）
- ⑥ コンソーシアムの場合、協定書の写し

#### イ 提出期間

令和3年2月26日から令和3年3月5日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時から17時まで。

#### ウ 提出先

上記「3担当部署」に同じ。

#### エ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）とする。なお、郵送の場合については、提出期間内に必着とする。

- (2) 公募型プロポーザル方式参加表明に関する書類は、上記「3担当部署」においてこの告示の日から配付する。また、釧路市役所ホームページにも掲載する。
- (3) 参加表明書等を提出期限までに提出しなかった者は、公募型プロポーザル方式に参加することができない。
- (4) 提出された参加表明書等による参加資格要件審査を釧路市教育委員会が行い、「適合」と判定された者のみ、企画提案書を提出することができる。
- (5) その他
  - ア 参加表明書等の作成に係る費用は、提出者の負担とする。
  - イ 提出された参加表明書等は、提出者に無断で使用しない。
  - ウ 提出された参加表明書等は、返却しない。

## 5 企画提案書の提出等

- (1) 上記「4参加表明書の提出等(4)」の企画提案書を提出することができる者の適否判定により参加資格が「適合」と認める者に対し、釧路市教育委員会は企画提案書の提出要請を行う。
  - ア 提出書類
    - ①企画提案書(単独企業の場合は様式第4号の1、コンソーシアムの場合は様式第4号の2)
    - ②会社概要(様式任意)
    - ③見積書(様式任意)

※その他企画提案を説明する補足資料があれば添付可とする。(任意様式)
  - イ 提出期間
    - 令和3年3月8日から令和3年3月24日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時から17時まで。
  - ウ 提出先
    - 上記「3担当部署」に同じ。
  - エ 提出方法
    - 持参又は郵送(書留郵便に限る。)とする。なお、郵送の場合については、提出期間内に必着とする。
- (2) 公募型プロポーザル方式企画提案書に関する書類は、上記「3担当部署」において配付する。また、釧路市役所ホームページにも掲載する。
- (3) 提出された企画提案書の内容についてプレゼンテーションを実施する。なお、プレゼンテーションは、Google Meetを用いたオンラインでの実施を基本とする。現地でのプレゼンテーションを希望する場合は、事前に協議を行うこととする。
- (4) プレゼンテーションの日時等は別途通知する。
- (5) プレゼンテーションに参加しなかった場合の企画提案は無効とする。
- (6) その他
  - ア 企画提案書の作成に係る費用は、提出者の負担とする。

- イ 提出された企画提案書は、提出者に無断で使用しない。
- ウ 提出された企画提案書は、返却しない。
- エ 企画提案に係る一切の費用は、提出者の負担とする。

## 6 最優良提案事業者の選定方法

あらかじめ定めた審査方法及び審査基準により、提出された企画提案書を評価し、最優良提案事業者を選定する。

## 7 契約手続

教育長は、上記「6 最優良提案事業者の選定方法」の選定結果を踏まえて、当該委託業務の内容に最も適すると認められる事業者を特定し、釧路市契約規則（平成17年釧路市規則第83号。以下「契約規則」という。）の規定により、この者と契約手続を行う。

## 8 契約保証金

- (1) 当該事業に係る契約の締結に際し、契約規則第29条の規定に基づき、当該業務に係る契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

- ア 納付期限

- 本契約締結日

- イ 納付場所

- 3 担当部署と同じ。

- (2) (1)にかかわらず、決定者が契約規則第30条のいずれかに該当するときは、契約保証金を免除する。

## 9 契約書作成の要否

要

## 10 その他

- (1) 審査結果及び特定者名は公表する。
- (2) 公募型プロポーザル方式において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 詳細は、別添資料「釧路市GIGAスクールサポーター配置業務委託企画提案募集要項」による。

※本告示についての問い合わせ先

郵便番号 085-0016 釧路市錦町2丁目4番地

釧路市教育委員会学校教育部総務課総務担当（担当：佐藤）

電話 0154-31-4575